

手 数 料 表（一般登録型）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%（または250万円）</u> ※上記のうち、どちらか高い方とする （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%（または250万円）</u> ※上記のうち、どちらか高い方とする 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%（または250万円）</u> ※上記のうち、どちらか高い方とする 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

手 数 料 表（サーチ・スカウト型）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索	着手金 <u>1 0 0 万円</u> 活動 1 日あたり <u>5 0,0 0 0 円</u> 成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や 労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %（または 2 5 0 万円）</u> ※上記のうち、どちらか高い方とする （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を 超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や 労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %（または 2 5 0 万円）</u> ※上記のうち、どちらか高い方とする 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

< 返戻制度 >	
返戻制度は下記のとおりです。	
雇用開始日から退職までの期間が	
1 ヶ月以内の場合	紹介手数料の 7 0 %
1 ヶ月を超え 2 ヶ月以内の場合	紹介手数料の 4 0 %
2 ヶ月を超え 3 ヶ月以内の場合	紹介手数料の 1 0 %